

【2016 年度 第 1 回社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー】

テーマ：子ども・若者がかかえる困難と社会的状況

～子どもたちの SOS を私たちはどう受け止めるか～

田中尚（岩手県立大学）

1. はじめに（問題の提起）

児童に対する基本的な考え方や姿勢は、時代、文化、社会・経済的状况によって異なる。一般に、19 世紀末までは、どの国においても、児童を小型の大人としてとらえていた。児童の発達を保障し、教育・育成を図るという考えが定着したのはそれほど古いことではない。

日本でも、第 2 次世界大戦までは、児童を親または『家』の私物と考え、天皇または国家からの預かり物と考えられていたこともあった。児童福祉法、児童憲章の制定を契機に、児童は一個の社会的人格主体であり、国・地方自治体を含む社会全体が児童の健全育成の責任をもつと考える新しい民主主義的な児童観を基礎にして今日の児童福祉の理念が成り立っている。

その後、児童福祉の主な中心的課題は文化、社会・経済的変動に呼応して変化してきた。昭和 20 年代には、戦争による両親や家族を失った児童や非行児童の保護が中心課題であった。昭和 30 年代には、心身障害児、情緒障害児、一人親家庭の児童へと援護の対象が広がった。昭和 40 年代からはすべての児童に対する健全育成や母子保健が重視され、児童手当や乳児保育が始まった。そして、昭和 50 年代以降は、家庭や地域の養育機能の低下に伴い、虐待、非行の低年齢化、不登校、家庭内暴力、いじめなどが問題とされ始め、近年では、著しい少子化傾向のなかで、家庭だけでなく、社会全体が養育の共同責任を担う必要性が顕在化してきた。

このような時代、文化、社会・経済的な状況のなかで、児童のおかれている状況は大きく変わり、そして今日、それらの状況をいかに捉え、子どもたちの声（SOS）を社会的文脈のなかでどのように受け止めるかが重要であり、それらについて考えていくこととする。

2. 子どもの権利擁護と福祉施策等の変遷

○フィリップ・アリエス 「子供の誕生」（1960）

○エレン・ケイ 「20 世を子どもの世紀に」

・ 1909 年 アメリカの「白亜館会議宣言」

⇒ルーズベルト大統領によって、開催。要保護児童問題が論じられ、「家庭は、文明の最高の創造物」と宣言

- ・ 1924 年 ジェネバ宣言

⇒第一次世界大戦後の児童惨禍に対応し、国際連盟が採択。

「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負う」ことを明文化。以後、各国で児童憲章や児童・青少年に関する法律制定の動きが生まれる
- ・ 1930 年 アメリカの児童憲章 ⇒国際的に先駆的な児童憲章
- ・ 1947 年 児童福祉法（日本）

⇒国民すべてが児童に対し何を保障すべきかを明らかにしようとする理念から制定
- ・ 1951 年 児童憲章（日本）

⇒基本的ニーズの内容、児童福祉の理念構造を明示。その精神には追求的理想概念が盛り込まれる。
- ・ 1959 年 国連の「児童の権利宣言」

⇒ジェネバ宣言に対する修正案。児童の基本的人権、世界人権宣言の人間の平等・権利・自由を再強調。すべての国家、政府、団体、個人、親の児童福祉に対する責任を明らかにした。また、第 2 条に「児童の最善の利益」を謳う。
- ・ 1979 年 国際児童年 日本のキャンペーンソング ゴダイゴ Beautiful Name

⇒児童の権利宣言 20 周年記念として児童の基本的人権の認識を新たにした。
- ・ 1989 年 国連の「児童福祉に関する条約」

⇒児童の権利宣言の理念を国際的条約として具体化し、児童の権利の真の実現を目指す。児童の能力、年齢、成熟度などを考慮し、一定の制限下ではあるが、児童自身が権利の主体となるべきであるという能動的権利を明確にした点で画期的。第 3 条に「子どもの最善の利益」第 12 条に「意見を表明する権利」
- ・ 1990 年 国連の「子どものための世界サミット」

⇒1989 年の「世界子供白書」（ユニセフ）で指摘された子どもたちのおかれた様々な過酷な状況解決のため、国際的な協力が必要であると強調
- ・ 1994 年 日本が国連の「児童の権利に関する条約」を批准 158 番目の批准国

エンゼルプラン＋緊急保育対策等 5 か年事業（1995 年～（1999 年）

・1997年 児童福祉法改正

(H9) ⇒児童福祉から児童家庭福祉へ。子育ての環境と児童の健全育成および自立支援を示す。記述はないが、理念に「子どもの最善の利益の尊重」の趣旨がある。

・1999年 少子化対策推進基本方針 + 新エンゼルプラン（2000年～2004年）

・2000年 児童虐待の防止等に関する法律

⇒児童虐待の予防および早期対応の促進を目的とし、公的介入が強化された。

・2001年 仕事と子育て両立支援等の方針 少子化対策プラスワン
(待機児童ゼロ作戦)

・2003年 少子化対策基本法 + 次世代育成支援対策推進法

⇒次世代を担う子どもたちの育成に国、地方自治体、企業等国民全体で具体的に取り組むことになる

・2004年 少子化対策大綱 ⇒子ども・子育て応援プラン（2005年～2009年）

・2006年 新しい少子化対策について

・2007年 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 + ワーク・ライフバランス憲章

・2008年 「新待機児童ゼロ作戦」について

・2010年 子ども・子育てビジョン + 子ども・子育て新システム検討会議
待機児童解消「先取り」プロジェクト

・2011年 子ども・子育て新システムに関する中間まとめ

・2012年 子ども・子育て支援法案／総合こども園法案

・2013年 待機児童解消加速化プラン

・2015年 子ども・子育て新システム 実施

※「子どもの権利に関する条約」は国際教育法研究会訳、政府約は「児童の権利に関する条約」

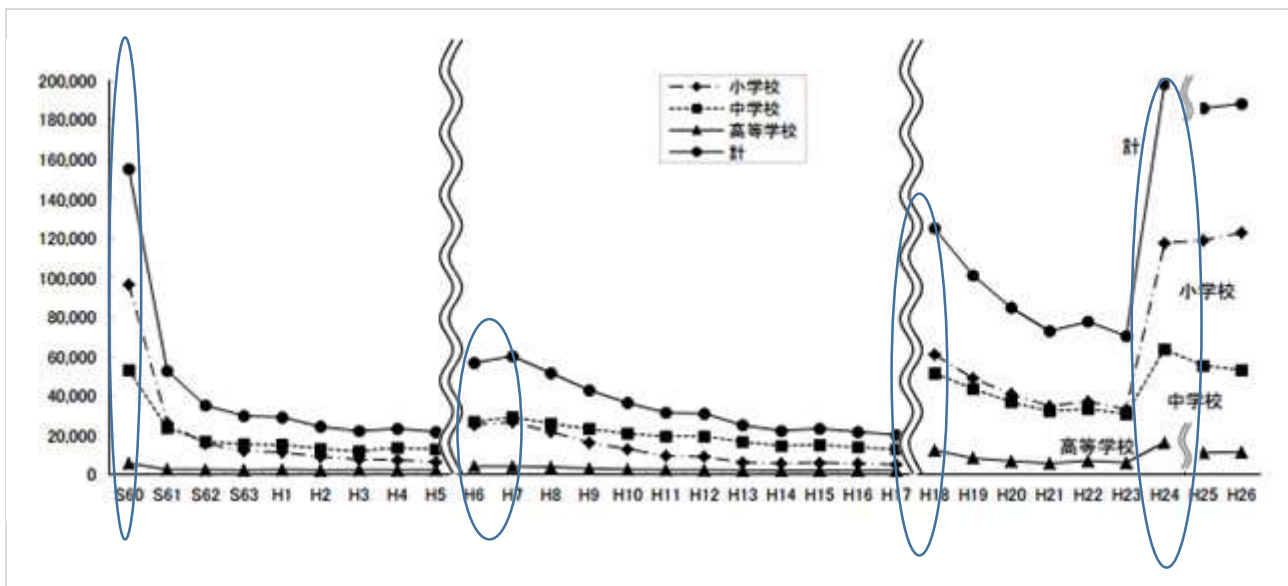
3. 今日の子どもをめぐる福祉問題（子どものSOS）

- (1) いじめ
- (2) 不登校
- (3) 児童虐待
- (4) 子どもの貧困

(1) いじめ

- いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題
- 子どもの発達過程のなかで、多様な形でいじめが現象として起こっている
- からかい、悪ふざけ、嫉妬、特有な友人関係等、いじめを理解するには多様な視点が介在
- 小・中・高・特別支援学校における、いじめの認知件数は 188,057 件であり、児童生徒 1 千人当たりの認知件数は 13.7 件である。

いじめの認知件数



文部科学省 平成 26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果

○いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

- ・平成 25 年（2013）「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年 10 月策定された「基本的な方針」等を踏まえ、いじめ防止対策のための取り組みが進められる

① いじめ防止・早期発見・対処のための対策

⇒ 国）基本方針の策定、組織の設置等

地方）基本方針の策定、組織の設置等

学校）学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策のための組織の設置

② 重大事態への対処

⇒学校・設置者は事実関係を明確にするための調査の実施

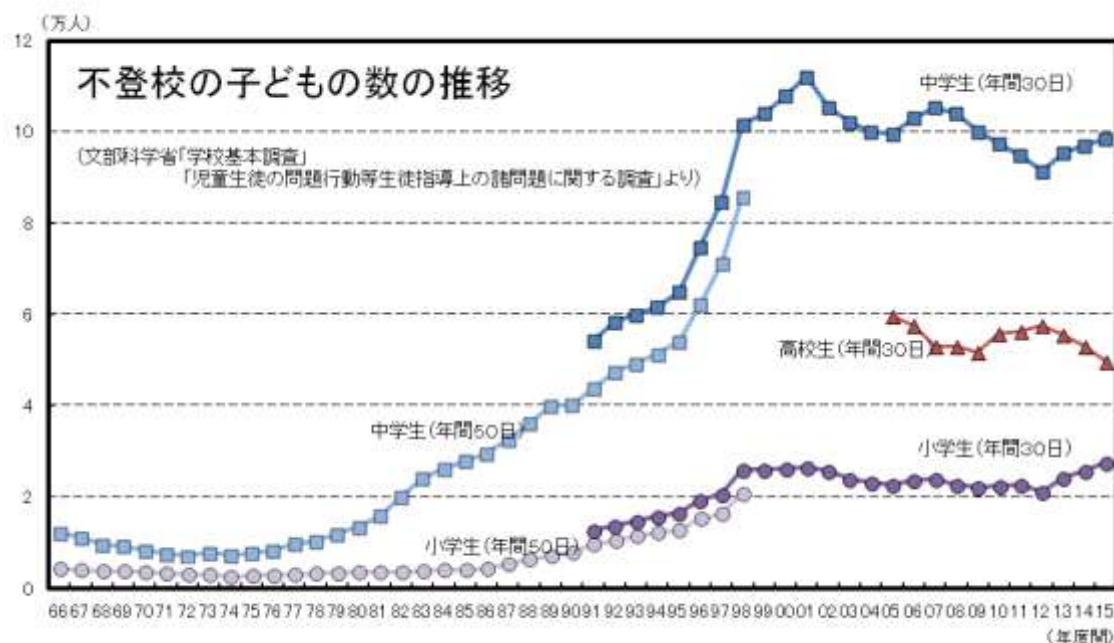
地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

○文部科学省の主な取り組み

- ・全国いじめ問題子供サミットの開催（平成 28 年 1 月）
- ・スクールカウンセラー等の予算の拡充
- ・「私たちの道徳」におけるいじめ関係の記述の充実
- ・警察等の関係機関、関係団体との連携強化
- ・教育行政における責任体制の所在の明確化、迅速な危機管理体制の構築

（２） 不登校（年間 30 日以上欠席の生徒）

○2015 年度、小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校 25,866 人（255 人に 1 人）、中学校 97,036 人（36 人に 1 人）、高等学校 53,154 人（63 人に 1 人）となっており、合計で、176,056 人（前年度 175,272 人）となっている。



○従来、文科省では不登校対策のための諸施策を行ってきた。

- ・出席扱いについての措置（＊適応指導教育や民間施設での指導を出席とする） H21
（＊義務教育諸学校で、自宅での I T 等を活用した学習活動の一部容認） H17
- ・教育支援センター及び民間施設についてのガイドラインの試案 H15 年
- ・教育課程の弾力化についての措置（＊特定の学校での特別の教育課程の編成） H17
- ・高校入試における配慮（＊調査書以外の選抜資料の活用など） H9 年

○不登校児童生徒への支援に関する最終報告の概要（平成 28 年 7 月）

～一人ひとりの多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～

不登校に関する調査研究協力者会議

◎はじめに

不登校児童生徒に対する支援の最終目標は、将来の社会的自立を目指すことであり、そのために学校が果たすべき役割は大きい。学校は、多様化・複雑化する不登校児童生徒の要因・背景を的確に把握し、共感的理解と寄り添う姿勢が重要である。また、関係機関との「横」の連携を進めるとともに、学校間の「縦」の連携を行うことで、一人ひとりの多様な課題に対処した切れ目のない組織的な支援の実現が期待できる。

第 1 章／第 2 章 不登校の現状と実態

○不登校の要因、背景の多様化・複雑化

⇒不登校の要因・背景は多様化・複雑化しており、個々の児童生徒の要因を的確に把握し、早期に、丁寧にその要因を解消することが不登校児童生徒への支援に不可欠

○不登校の実態把握

⇒実態把握が適切になされ泣ければ、必要な支援につながらない可能性がある。学校担任のみならず養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が的確に不登校の要因を把握し、児童生徒、保護者等と話し合い支援策を決定する必要がある

第 3 章 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

視点) 不登校児童生徒への支援は、児童生徒の社会的な自立を目指して行われることが必要。不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上のリスクも存在する。

学校教育の意義・役割)

義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要。不登校児童生徒への支援については、関係機関が情報を共有し、組織的・計画的に、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することが重要

不登校の理由に応じた働きかけや関わりの重要性)

児童生徒が主体的に社会的自立に向かうよう、環境づくりを支援することが必要

家庭への支援)

不登校児童生徒の保護者の状況に応じた働きかけが大切。不登校の要因・背景によっては、福祉機関と連携し家庭の状況を正確に把握した上で支援策を検討しなければならない場合がある。その際、家庭と、学校を含めた関係機関等との連携を図り、保護者と信頼関係を築くことが重要。

第4章 不登校児童生徒に対する支援における重点方策

○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への多様な教育機会の確保（教育支援センター、ICTによる学習支援等）

○教育支援センターを中核とした体制整備

第5章 学校等における取り組み

○不登校が生じないような学校づくり等

（いじめ、暴力行為等を許さない、魅力ある学校づくり。一人ひとりの学習状況を十分に把握し、具体的な指導方法や進捗について児童生徒の側に立った配慮。社会総がかりで児童生徒を育てていくため、学校と保護者、地域住民の連携・協働体制を構築）

○不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

（SC,SSWなどの専門スタッフの活用、校長を中心としたチームによる支援体制、学校や保護者、教育支援センター、福祉機関、医療機関等の必要な関係機関における当該児童生徒の情報共有と一体となって組織的、計画的な支援。登校に当たっては相談室等を居場所として活用し、徐々に学校生活になじめるよう支援。場合によっては学級替え、転校等の検討）

○不登校特例校制度・指導要録上の出席扱い制度等の活用

（不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を展開する不登校特例校制度、教育支援センターや民間の団体・施設において指導、助言を受けた場合には指導要録上の出席扱いとすることが可能となる制度の活用、児童生徒の努力を適切に評価し支援することが重要）

○青少年教育施設等の体験活動プログラムの積極的な活用

（体験活動による積極的態度の醸成や自己肯定感の向上）

第6章 中学校卒業後の課題

○高等学校に関する取り組み

○中学校卒業後の就学、就労や「ひきこもり」への支援

第7章 教育委員会に求められる役割

- 不登校や長期欠席の早期把握と取り組み
- 学校等の取り組みを支援するための教育条件等の整備
- アセスメント実施のための体制づくり
- 学校外の公的機関等の整備充実
- 訪問型支援など保護者への支援の充実
- 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

第8章 国に求められる役割

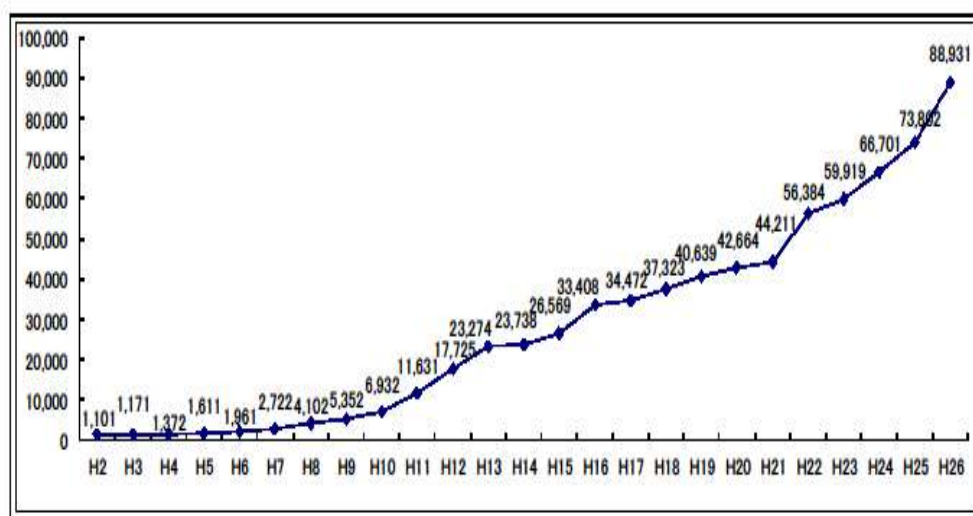
- 不登校の実態把握
- 不登校児童生徒支援のための体制構築に関する支援
 - 教員配置の拡充、SC、SSW の配置拡充等が必要 ICT 活用 教育支援センターの設置促進・機能強化
- 不登校への対応に関する全国の情報収集・情報提供
- 関係省庁との連携
- 不登校施策の改善へ向けた不断の取り組み

(3) 児童虐待

- 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行以来、増加の一途を辿っている。
- その要因は、児童虐待に対する認識の浸透、対応体制の高まり、子育てや家庭環境のストレスなど、複合的なものが考えられる。

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

- 全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度は7.6倍に増加。



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

- 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告			第11次報告		
	(H15.7.1~ H15.12.31)			(H16.1.1~ H16.12.31)			(H17.1.1~ H17.12.31)			(H18.1.1~ H18.12.31)			(H19.1.1~ H20.3.31)			(H20.4.1~ H21.3.31)			(H21.4.1~ H22.3.31)			(H22.4.1~ H23.3.31)			(H23.4.1~ H24.3.31)			(H24.4.1~ H25.3.31)			(H25.4.1~ H26.3.31)		
	(6カ月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年3か月間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)			(1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

※ 第1次報告から第11次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

参考①)

○平成 27 年度中に、全国 208 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 103,260 件（速報値でこれまでで最多の件数となっている。）

○主な増加要因について、平成 26 年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取りによると、心理的要因が大きい。心理的虐待が増加した要因の一つに考えられることとして、児童 が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある 事案（面前 DV）について、警察からの通告が増加。

・心理的虐待：平成 26 年度：38,775 件→平成 27 年度：48,693 件（+9,918）

・警察の通告：平成 26 年度：29,172 件→平成 27 年度：38,522 件（+ 9,350

○児童相談所全国共通ダイヤル の 3 桁化（189）の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や 関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加。

参考②）朝日新聞 平成 28 年 11 月 18 日～20 日 連載 「小さいのち 児相の現場で」

(4) 子どもの貧困

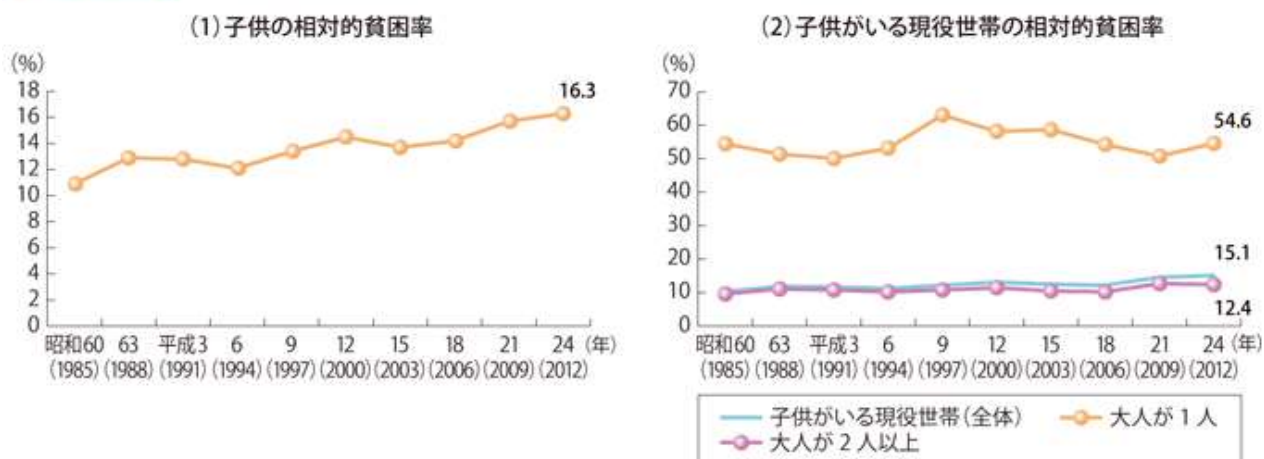
○平成 25 年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26 年 8 月に定められた「子どもの貧困に関する大綱」等を踏まえ、子どもの貧困対策のための取り組みが進められている。

平成 27 年度版 子ども若者白書 内閣府より

子供の相対的貧困率は上昇傾向。大人 1 人で子供を養育している家庭の相対的貧困率が高い。就学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇続く。

子供の相対的貧困率は 1990 年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成 24(2012)年には 16.3%となっている。子供がいる現役世帯の相対的貧困率は 15.1%であり、そのうち、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 54.6%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。(第 1-3-38 図)

第 1-3-38 図 子供の相対的貧困率



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分未満に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

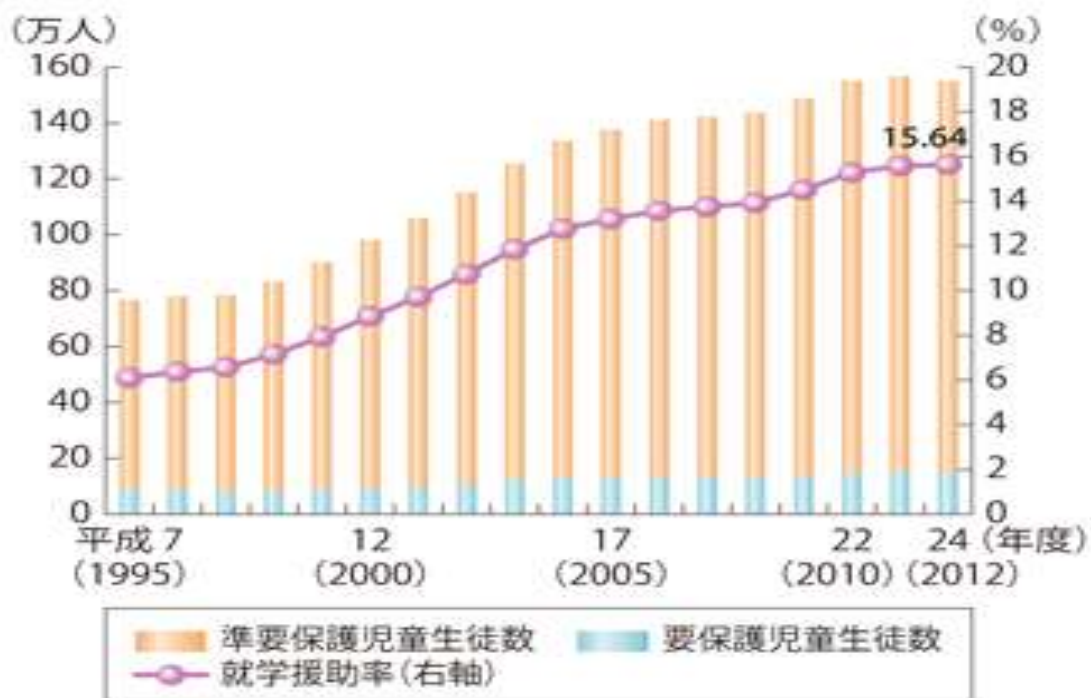
2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

3. 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

経済的理由により就学困難と認められ**就学援助** [16](#)を受けている小学生・中学生は平成 24 (2012)年には約 155 万人で、平成 7(1995)年度の調査開始以降初めて減少したが、その主な原因は子供の数全体の減少によるものである。就学援助率は、この 10 年間で上昇を続けており、平成 24(2012)年度には過去最高の 15.64%となっている。(第 1-3-39 図)

第 1-3-39 図 小学生・中学生に対する就学援助の状況



(出典) 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

- (注) 1. 学校教育法第 19 条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、就学援助が行われている。
2. ここでいう就学援助率とは、公立小中学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者（要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計）の割合。

4. まとめとして（これからの取り組みの方向）

（１）学校での取り組み（※不登校に関する調査研究協力者会議、平成 28 年）

- ・教育委員会の機能の充実・強化
- ・学校での組織体制の強化
- ・ＳＣ、ＳＳＷの活用

（２）行政での取り組み

- ・要保護児童対策地域協議会の活用とその充実・強化
- ・生活困窮者自立支援事業の積極的な活用と連携
- ・地域包括ケアのなかで子ども・青少年の問題を包摂していく

（３）地域での取り組み

- ・地域の取り組みの把握：ＮＰＯ 民間支援団体 民生委員・児童委員 ＰＴＡ



<連絡先> 田中尚

〒020-0693 滝沢市巣子 152-52 岩手県立大学社会福祉学部

TEL : 019 - 694 - 2358 e-mail : tanaka@iwate-pu.ac.jp

参考資料)

〈子供〉の誕生 アンシャン・レジーム期の子供と家族生活

L' ENFANT ET LA VIE FAMILIALE SOUS L' ANCIEN REGIME

著者

フィリップ・アリエス

訳者

杉山光信

訳者

杉山恵美子

この書は、ヨーロッパ中世から 18 世紀にいたる期間の、日々の生活への注視・観察から、子供と家族についての〈その時代の感情〉を描く。子供は長い歴史の流れのなかで、独自のモラル・固有の感情をもつ実在として見られたことはなかった。〈子供〉の発見は近代の出来事であり、新しい家族の感情は、そこから芽生えた。

かつて子供は〈小さな大人〉として認知され、家族をこえて濃密な共同の場に属していた。そこは、生命感と多様性とにみちた場であり、ともに遊び、働き、学ぶ〈熱い環境〉であった。だが変化は兆していた。例えば、徒弟修業から学校化への進化は、子供への特別の配慮と、隔離への強い関心をもたらしたように。

著者アリエスは、4 世紀にわたる図像記述や墓碑銘、日誌、書簡などの豊かな駆使によって、遊戯や服装の変遷、カリキュラムの発達の様を描き出し、日常世界を支配している深い感情、mentalite の叙述に成功している。この書は「子供の歴史への画期的寄与にとどまらず、現代の歴史叙述の最良のもの」(P. Gay)、「この本がなかったなら、われわれの文化は、より貧しいものとなったであろう」(N.Y. Review of Books) と評された。

エレン・ケイ

(Ellen Karolina Sofia Key, 1849 年 12 月 11 日 - 1926 年 4 月 25 日)

スウェーデンの女性思想家。著作の範囲は教育、芸術、婦人問題、平和問題に及ぶ。自由主義政治家の父、貴族出身ながらラジカルな思想の母の下に育つが、ほとんど学校へ通わず、読書と知識人らとの交友を通じて自己の思想を確立した。1900 年刊行の著書「児童の世紀」で、20 世紀こそは児童の世紀として子どもが幸せに育つことのできる平和な社会を築くべき時代であると主張した。「児童の世紀」は各国語に翻訳されて世界的な注目を集め、教育における児童中心主義運動の一つの発端をつくった。母性と児童の尊重を基軸に社会問題を論じた。著作に『恋愛と結婚』、『児童の世紀』、『母性の復興』等がある。ケイの著作は、大正デモクラシー期の日本にも、女性文芸誌『青鞥』などを通して紹介され、日本の婦人運動に絶大な影響をもたらした。教育の重要性を説いた。同じフェミニストで同国出身のフレデリカ・ブレーメルを批判している。

[\[編集\]](#)

『児童の世紀』

1900 年に、スウェーデンの女性教育者エレン・ケイが、『児童の世紀』と題する著作を発表した。それはたちまちのうちに 11 カ国で翻訳され、国際的にも大きな反響をひき起こした。日本でも、1906 年に大村仁太郎によってドイツ語版が、1916 年には原田実によって英語版に翻訳されて紹介された。ケイは「児童の世紀」を発表し、大人のひな形ではない独自の存在としての子どもへの関心を高め、教育を通してそのような子どもの権利が保障されることに大きな期待をかけた。西欧先進諸国に成立・普及した近代国家づくりの一環としての公教育制度のあり方に反発し、学校教育が、むしろ子どもを精神的に殺害していると厳しい批判を加え、子どもの成長・発達を優先した学校改革の必要性を強調し、可能性を示唆した。1989 年 11 月 30 日、国連第 44 回総会は全会一致で「子どもの権利条約」(Convention on the Rights of the Child)を採択した。この条約は、ケイの『児童の世紀』刊行以来「ジュネーブ宣言」(1924)「世界人権宣言」(1948)「子どもの権利宣言」(1959)と受け継がれてきた子どもの権利を国際的に保障しようとする歩みの一つの到達点である。この条約では、あらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益(the best interests of the child)の保障を前提として、子どもは人間としてのあらゆる権利を行使する主体として捉えられている。日本では 1994 年 3 月にこの条約を批准し、5 月より発効することとなった。

要保護児童対策地域協議会とは

1. 平成 16 年度児童福祉法改正法の基本的な考え方

- (1) 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）第 6 条の 3 に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、
- [1] 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化
 - [2] 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。
- (2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号。以下「平成 16 年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。
- [1] 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くことができる。
 - [2] 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。
 - [3] 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- (3) こうした改正により、
- [1] 関係機関のはざままで適切な支援が行われないといった事例の防止や、
 - [2] 医師や地方公務員など、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供が図られ、要保護児童の適切な保護に資することが期待される。
- 特に、地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待される場所である。
- (4) なお、平成 16 年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であること

から、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」こととされているところである。これらの経緯を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。

2. 要保護児童対策地域協議会の意義

地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。

- [1] 要保護児童等を早期に発見することができる。
- [2] 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- [3] 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- [4] 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- [5] 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。
- [6] 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- [7] 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

3. 対象児童

地域協議会の対象児童は、児福法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

4. 関係するネットワーク等

3のとおり、地域協議会の対象児童は、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

少年非行問題を扱うネットワークとしては、地域協議会の他に、学校・教育委員会が調整役となっているネットワークや、警察が調整役になっているネットワークも存在するが、これら3つのネットワークは、それぞれ、中心となって活動する機関やケースに取り組む際の視点・手法が異なっていると思われる。実際に少年非行ケースを扱う際には、ケースごとにその子どもが抱える問題に最も適切に対応できるネットワークを活用することが望ましいことから、地域協議会としても、日頃から、関係するネットワークとの連携・協力に努めるものとする。

なお、これら3つのネットワークの構成メンバーは重複する場合も少なくないと思われることから、地域の実情を踏まえつつ、運営の効率化を図るとともに、地域住民に使い勝手の良いものとなるよう適切に対応すること。

また、各種の子育て支援事業を有効に活用し、子どもや家庭に適切な支援を行う観点から、子育て支援事業の調整を行う子育て支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、日頃から、同コーディネーターとの連携・協力を努めていくことが必要である。